

# 医療機器関連分野米国展開自治体間連携支援業務仕様書

## 1 目的

山梨県では、機械電子産業における高い技術力や立地特性を活かし、医療機器関連産業を県内一帯に集積する「メディカル・デバイス・コリドー構想」の実現を推進している。取り組みの一つとして、米国市場を主要ターゲットとしたグローバルサプライチェーンへの参入及び米国企業との取引拡大を図ることとしている。

米国展開を促進するため、企業間取引（「B」to「B」）に対する支援だけでなく、現地自治体との自治体間連携（「G」to「G」）を活用した取り組みを進めている。具体的には、令和7年10月にカリフォルニア州自治体の市長等が来県し、本県医療機器産業に関するプレゼンテーション及び個別協議を実施。また、令和8年1月下旬に県職員等が渡米し、5自治体を訪問し、医療機器産業の海外展開や振興に向けた連携等について協議を行った。

そこで、令和8年度は、昨年度に構築してきた米国自治体との関係性を更に強固なものとし、県内企業の米国展開を促進するため、米国自治体職員等との協議を引き続き実施するとともに、具体的な連携策の検討や取り組みを実施することとしている。

県は、医療機器産業の海外展開や米国の自治体・団体等との連携・協議に関する専門的な知見及び経験を有する事業者に本事業を委託し、当該事業者から、自治体間連携（「G」to「G」）を活用した取り組みの企画・調整及び実施に関する助言・支援を受けるとともに、これらの取り組みを担う県職員の活動に対する支援を得ることにより、実効性の高い施策の円滑な推進を図るものとする。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

（令和8年度米国展開事業の概要）

- ・ 昨年度までに関係性を構築した、そして今後関係性を構築する米国自治体および当該自治体から紹介を受けた地元企業・商工会議所等と、オンラインミーティングによる協議を実施。
- ・ あわせて、夏から秋頃（仮）にかけて、具体的な連携やMOU締結に向けた事前協議を目的として米国現地を訪問。※MOUについては、締結しない場合もある。
- ・ また、令和9年2月に米国カリフォルニア州アナハイムで開催される医療機器関連展示会「MD&M WEST 2027」の開催期間中に、山梨県主催による県内企業と米国企業との交流イベントを開催。

上記記載の事業に関して、受託事業者は、次に掲げる（1）～（4）の項目について、山梨県と協議しながら委託業務を実施すること。

このほか、事業実施に当たって必要な事項については山梨県と協議のうえ随時実施すること。

## (1) 医療機器の米国展開に向けた自治体間連携の推進

昨年度訪問した下記5自治体との関係性を更に強固にし、県内医療機器関連企業の米国展開に向けて、米国自治体職員等と実効性のある具体的な連携策について協議を行い、連携に係る取り組みを実施する。

※下記5自治体以外との自治体間連携を推進する場合もある。

### ①令和7年度に訪問した米国自治体と訪問時の主な話題・今後の対応(一例)

自治体名	主な話題	今後の対応
サンタクララ市	・市内医療機器企業リストの提供あり ・商工会議所の紹介とお取りつなぎの約束あり	・経済開発ディレクターとのオンライン意見交換実施 ・商工会議所とのオンライン面談設定、ニーズ収集
フェアフィールド市	・地元大学の獣医学部紹介可能 ・糖尿病患者が多い地域 ・R8年夏、姉妹都市交流に基づき訪問団来県予定	・県から医療機器関連企業リストの提供 ・獣医・糖尿病関連機器の県内企業の紹介 ・来県時の取り組み検討(企業見学の実施等)
サンガブリエル市	・医療機関複数が立地 ・病院ツアーの提案あり ・医師・病院幹部との接点形成に前向き	・医療機器を持つ県内企業の製品リスト作成 ・提案のあった病院ツアーの実施について検討
サンタバーバラ市	・平地少なく製造業は限定的だが、医療機器メーカーあり ・商工会議所の紹介とお取りつなぎの約束あり	・商工会議所とのオンライン面談実施、ニーズ収集
トーランス市	・商工会議所の紹介とお取りつなぎを依頼	・県内医療機器関連企業リストの提供 ・商工会議所とのオンライン面談実施、ニーズ収集

### ②業務内容

- ・医療機器の海外展開に向けた自治体間連携の推進に関する企画・検討
- ・米国自治体等との連絡・調整対応(英語によるメール対応)
- ・米国自治体等とのオンラインミーティングへの参加及び通訳対応
- ・成長産業総合支援センターを設置する公益財団法人やまなし産業支援機構(以下「支援機構」という。)と連携し、自治体間連携の推進に関する県内企業へのヒアリングを通じたニーズ収集や分析  
(収集したニーズや分析結果を自治体間連携推進に対する企画に反映すること)
- ・山梨県と米国自治体とのMOU締結に向けた検討・調整  
※MOUについては、締結しない場合もある。
- ・自治体間連携推進のための情報収集

### ③目標

- ・令和7年度に訪問した米国5自治体との継続的なミーティングを実施し、各自治体との具体的な連携策の検討・調整及び取り組みを実施する。

(2) 県主催企業交流イベントの企画

医療機器関連展示会「MD&M WEST 2027」の開催期間中に、山梨県主催による県内企業と米国企業との交流イベントを開催する予定であり、イベント内容の企画立案並びに、(1)を通じて関係性を構築した米国企業等の参加調整を行う。

※令和7年度にも同様のイベントを開催し、現地セールスレップによる米国展開に向けたセミナー、日本企業ショートピッチ(3社)、ネットワーキングを実施。令和8年度はより具体的なビジネス機会創出のための交流イベントを開催予定。

①業務内容

- ・ イベント内容や開催方法の企画立案
- ・ (1)を通じて関係性を構築した米国自治体・米国企業等の参加調整、イベント周知

②目標

- ・ イベント参加県内企業数：20社以上

(3) 県職員渡米時の同行支援

上述のとおり、令和8年度において2回渡米を予定しており、県職員に同行し、米国自治体等との協議や企業訪問、イベント開催対応など県職員の支援及び県内企業支援等を実施する。

①渡米スケジュール

(A) 夏～秋頃：5泊7日（現地活動日数：4日間）

米国自治体との協議、連携の取り組み、企業訪問 等

日次		行程	備考
1	午後	JST 羽田空港→ロサンゼルス空港	宿泊①(機内泊)
	午前	ロサンゼルス到着→ホテルへ	
	午後	ホテル内で打合せ	宿泊② ホテル①
2	日中	自治体訪問①	宿泊③ ホテル②
3	日中	PST 自治体訪問②	宿泊④ ホテル③
4	日中	自治体訪問③、企業・団体訪問①	宿泊⑤ ホテル④
5	日中	自治体訪問④、企業・団体訪問②	宿泊⑥ ホテル⑤
6	午後	ロサンゼルス空港→羽田空港	宿泊⑦(機内泊)
7	夜	JST 羽田空港到着	

(B) 令和9年2月：5泊7日（現地活動日数：4日間）

米国自治体・企業等訪問、交流イベント開催 等

日次		行程	備考
1	夜	JST 羽田空港→ロサンゼルス空港	宿泊①(機内泊)
	午前	(機内)	
	午後	ロサンゼルス到着→ホテルへ	宿泊② ホテル①
2	日中	自治体・企業訪問①	宿泊③ ホテル②
3	日中	PST 自治体・企業訪問②、企業交流会準備	宿泊④ ホテル③
4	日中	企業交流会開催	MD&M WEST 宿泊⑤ ホテル④
5	日中	展示会「MD&M WEST」視察・ヒアリング	宿泊⑥ ホテル⑤
6	午後	ロサンゼルス空港→羽田空港	宿泊⑦(機内泊)
7	夜	JST 羽田空港到着	

## ②業務内容

- ・ 渡米時(自治体・企業等訪問、イベント開催など)の県職員支援  
(A)・(B)ともに1人の同行を想定
- ・ 交流イベントに参加する県内企業支援  
※英語が話せる担当者の同行が望ましい

## ③経費

- ・ 渡米(同行時)の person 費は本業務委託費用に含む。
- ・ 米国までの航空券や宿泊費、現地移動費、現地食費、WiFi レンタル費用、旅行保険は別途県から支払いを行うため、本業務委託費用には含まない。

※渡米スケジュールや同行者数については、現時点の想定であり、変更の可能性あり。

## (4) 定期会議

月1回、県との定期会議を実施し、活動実績の報告や今後の活動計画等に関する打合せを行う。

## 4 実績精算(成果指標)

本業務に携わる者の業務時間の総計が月平均45時間以上の場合は、本契約書第4条に記載する委託料上限額を委託料とし、月平均45時間に満たない場合は、実績に応じて委託料を精算する。その場合、委託料上限額の2割を本業務に関する固定費とし、委託料上限額から固定費を除いた額を以下により実績に応じて精算する変動費とする。

### 【変動費の計算方法】

{委託料上限額 - (委託料上限額 × 0.2)} × 実績に応じて算出した割合<sup>※1</sup>

- ※1 本業務に携わる者の業務時間の総計 / 契約期間(箇月)<sup>※2</sup> / 45時間  
(小数点第2位を四捨五入。ただし、1.0を上限とする。)
- ※2 契約締結日から契約終了日までの日数(土日含む) / 30日  
(小数点第2位を四捨五入)

## 5 業務計画書

受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。

業務計画書には、業務工程、業務遂行体制、連絡体制、その他業務の実施にあたり、本県と受託者で共有しておく事項を記載するものとする。

## 6 成果物

- ・報告書 1部（A4縦（A3はZ折り））

※委託業務終了後、令和9年4月10日までに提出すること。

- ・電子データ 1式（報告書、本業務で収集・作成した資料一式）

## 7 本業務結果等の第三者との共有

- （1）本業務による成果物及び途中経過については、県から支援機構に共有する場合がある。なお、個人情報が含まれること等により共有できない箇所がある場合は、予め書面により本県に申し出ること。
- （2）本業務の実施にあたっては、必要に応じて独立行政法人日本貿易振興機構及び支援機構と連携すること。なお、本業務の実施中に行う本県との協議には、支援機構が同席することがある。
- （3）本県が支援機構等以外の第三者に成果物等を共有する場合は、予め受託者と協議して行うこととする。

## 8 その他

- （1）本業務の実施にあたっては県と十分に協議、連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。
- （2）本事業の実施に必要な経費は、本契約の委託料に全て含まれるものとする。
- （3）本仕様書に定めのない事項であっても、本業務に関連すると認められる県が依頼する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するよう努めること。
- （4）企業と面談等を行う場合は、議事録を作成するとともにその情報を適宜県と共有すること。また、これまで県が築いてきた関係性を損ねることがないようにすること。
- （5）毎月15日までに、前月の作業日報（従事者名、業務内容、時間数の分かる資料）を提出すること。
- （6）県からの求めに応じて県及び県が同席を求める者と打合せや報告会を実施し、指示のあった事項については協議の上、業務に反映すること。
- （7）本業務にあたり、支援する企業等から秘密保持契約の締結を求められた場合、速やかに対応を行うこと。
- （8）本業務で作成した成果物の内容（電子ファイルを含む。以下同じ。）の所有権や著作権は、原則として全て本県に帰属する。ただし、受託者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術等に関する権利については受託者に留保するものとし、この場合、本県は当該権利を非独占的に使用できることとする。
- （9）本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。また、委託業務の目的以外に利用してはならない。

- (10) 本業務の実施にあたって、本県が提供するデータは、業務完了後に受託者において確実な方法により廃棄処分すること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、本県と協議してこれを定めるものとする。